

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 衛藤 明和

## 1 日 時

平成27年12月10日（木） 午後1時30分から  
午後3時03分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

衛藤明和、土居昌弘、大友栄二、麻生栄作、二ノ宮健治、原田孝司、久原和弘

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

木田昇、堤栄三

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 奥野省吾 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第107号議案のうち本委員会関係部分及び第128号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。  
請願10及び請願11については、継続審査とすることをいずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第118号議案については、可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 公立学校職員の検定中教科書に係る不適切な対応について、求償権に係る住民訴訟判決について及び平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査の結果（速報）についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	大久保博子
政策調査課調査広報班	副主幹	三重野大

# 文教警察委員会次第

日時：平成27年12月10日（木）13：30～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 教育委員会関係 13：30～15：00

### (1) 合い議案件の審査

第118号議案 大分県食育推進条例の制定について

### (2) 付託案件の審査

第107号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算（第3号）

（本委員会関係部分）

第128号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

請 願 10 国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について

請 願 11 大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについて

### (3) 諸般の報告

①公立学校職員の検定中教科書に係る不適切な対応について

②求償権に係る住民訴訟判決について

③平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査の結果（速報）について

④香川県との実習船の共同運航に向けた準備状況について

⑤県立屋内スポーツ施設設計者選定の結果について

### (3) その他

## 3 警察本部関係 15：00～15：30

### (1) 諸般の報告

①政策条例の効果の検証について

### (2) その他

## 4 協議事項 15：30～15：40

### (1) 閉会中の継続調査について

### (2) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**衛藤委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は、委員外議員として堤議員、木田議員が出席されています。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案2件、合い議1件及び請願2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査に入ります。

初めに、福祉保健生活環境委員会から合い議のありました第118号議案大分県食育推進条例の制定についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**工藤教育長** 委員の皆様には、常日頃から教育行政の推進にいろいろとご尽力いただいておりますことに、改めて御礼を申し上げます。

今、委員長からご説明がありましたように、本日の委員会では付託4件、合い議1件、諸般の報告5件の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お断りですが、本日、生徒指導推進室長が体調が悪く、急遽欠席をさせていただいております。申しわけありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

**蓑田体育保健課長** 資料の1ページをお開きください。

大分県食育推進条例の教育委員会関連部分をご説明します。

1の条例制定の背景ですが、食育基本法が平成17年に施行され、県では大分県食の安全・安心推進条例や大分県食育推進計画の策定により食育を推進してきました。現在、学校給食での地産地消の取り組み等を進めておりますが、今後さらに食育を県民運動として展開し、継続的・持続的な取り組みができるよう本条例を制定するものでございます。

2のこれまでの経緯ですが、大分県食育推進会議等の委員から食育の推進についてご意見をいただいております。

資料2ページをごらんください。

3の条例の概要ですが、目的、基本理念、関係者の責務・役割や基本的施策を示しております。食育推進条例の制定は九州では初、全国では兵庫県、広島県、岐阜県に次いで4番目となります。

条例案について、教育委員会関係部分をご説明いたします。

議案書の33ページをお開きください。

まず、附則の中ほどにありますように、児童生徒が将来にわたって健康で豊かな生活を実現するため、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を営む能力を培うことは大変重要です。

次の34ページに、第5条に教育関係者等の役割、35ページに第11条で、学校、保育所等における食育の推進が示されており、学校等における食育の推進が位置づけられております。

具体的には、栄養教諭等を中心に、学校給食や生産者との交流、食文化の継承等を通じて食育を推進するとともに、普及啓発を図るため、11月19日のおおいだ食の日及び食育ウィークにおいて、地場産物を活用した学校給食や弁当の日等に取り組みます。

条例の施行日は平成28年4月1日としております。

以上でございます。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**麻生委員** まず、資料1ページのパブリックコメントが7人、13件、意外と少ないんですね。この辺についてこれ以外の意見というのは、その上にあります恩賜財団母子愛育会とか、食生活改善推進協議会とか、栄養士会とか、そういったところからの意見も別途あるということですが、そういったところの主な内容というのはどういったことになっているのかということと、3つの団体のそれぞれからも特にこれだけはこの辺にあったのであれば、ちょっとその辺を、条例制定の中でどういう形で盛り込んだのか、それについて教えてください。

**蓑田体育保健課長** これまで食育推進会議が2回ございまして、今、委員の言われましたとおり3つの団体等から要望書が出されたということでもあります。その内容については、その3つの団体からについては、特に意見はなかったということでございます。最後、県民の意見ということで、パブリックコメント7人から13件の意見があったということで、主な内容等については、多くの意見が食育についてもっと進めてほしいという内容であります。

以上です。

**麻生委員** 基本的に、議会でもこれは重要なことであるので、ぜひ進めてほしいということとやってきたと思っています。第3条で、県の責務については明記をされていて、今後、基本理念にのっとり、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならないとあるんですが、県の責務といいながら、例えば教育関係者のところは役割になっていたり、農林水産業者のところも役割という表現になっているんですね。だから、例えば農林水産業者としては、食材をつくる職業倫理観というか、そういったものが求められる方々にとっては、極端な話が責務であってもいいのかなとか、あるいは教育関係者も責務という表現もいいのかなと思ったんですが、条例制定の中の法務室のほうでの説明も私も伺って、結果こういうことになったということは伺っています。1番気がかりなのは、そうなったときに県の責務と書いているものの、実際には教育委員会の体育保健課が今後主管課となるのか。この総合的な施策の策定、例えば農林水産業だったらアクションプランとか、そういった具体的な計画をつくっていく所管課というのはどちらを考えているいらっしゃるのか、そこがわかればお示してください。

**蓑田体育保健課長** 教育委員会では、もちろん言われますとおり体育保健課が担当となります。県のほうでは、生活環境部の食品安全・衛生課が担当すると、そういうことになっております。

**麻生委員** これは合い議案件ということですが、主はどっちになるんですかね。

**蓑田体育保健課長** 主は、もちろん生活環境部です。

**麻生委員** ということでよかったんですね。その確認だけです。ありがとうございます。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

まず、第107号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**蓑田体育保健課長** 資料の3ページをお開きください。

第107号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第3号）、県立屋内スポーツ施設建設事業に係る債務負担行為の設定についてご説明いたします。

県立屋内スポーツ施設建設事業は2年以上の長期にわたる工事でありまして、特に、平成31年9月から始まるラグビーワールドカップのおもてなし施設として活用することから、できるだけ早期に工事を発注し1日も早く完成させる必要があると考えております。

こうしたことから、来年度発注予定であった実施設計についてもこれを前倒しいたしまして、本年度中に契約できるよう、今回の11月補正予算において7,947万6千円を債務負担行為として計上することといたしました。

これにより、平成31年7月末に予定していた竣工時期を、現時点の想定では、おおむね3カ月程度前倒しできると考えており、9月から始まるラグビーワールドカップに向けた準備をしっかりと行うことができると考えています。

以上でございます。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**原田委員** この件について、私たち県民クラブの者は蓑田課長からも丁寧な説明を受けていまして、反対するものではありません。ただ、県民クラブとして、きのうの教育長の答弁、若干みんな異議を感じています。

といいますのも、きのう小嶋議員の質問の中で、いわゆる建設計画は出さないのかという話で、建設計画書なるものは出さないというふうに、これまでも理解を得てきたので、出さないという答弁をされました。そして、きょう新聞にも載っていますが、あの言い方というのは、やはり丁寧さに欠けるんじゃないかなという話なんです。教育長が説明されたラグビーワールドカップに間に合わせたいという気持ち、よくよくわかります。ただ、美術館についても建設計画書が出て、それで審議されましたし、それからすると、急ぐとはいうものの丁寧さに欠けるんじゃないか。とりわけ、これまでの県政で、例えば香りの森博物館、途中から用途を変えた県中央空港、また農業文化公園、後々になって厳しいものというのはやっぱり起きているわけです。65億円もの税金を投じて建設をするという、いわゆる箱物と言われる大型公共施設に対する県民の厳しい目の中で、もうちょっと丁寧な対応をすべきではないかという意見がありました。それについてお答えをお願いします。

**工藤教育長** きんの再質問で、計画書を出すべきではないかというお話をいただきました。私のイメージとして、計画書というのは手続的な部分の整理だろうという考え方のもとに、それをまた戻って計画書からスタートさせるという整理は考えていないということ

で答弁をさせていただきました。ただ、申し上げましたように、これまでも順序を踏んでやってきたつもりであると。それから、これからもそういう形でやっていきたいということは答弁も差し上げましたように、よりわかりやすい資料、先ほども小嶋議員ともちょっと議論をしてきましたけれども、やはり自分たちも外に説明をしたい。そのための材料としていいものはないかというお話でした。そういう気持ちも私も持っていたので、そういうものはつくりたいと思っていますという説明をさせていただきました、ご了解もいただきましたし、今、基本設計の段階で、平面の形をいろいろ検討しています。

だから、そういうものも含んで、こういう形のものでできるんだなど。どういう方針のもとでやってきているということも、よりわかりやすいような資料をつくっていききたいというふうに思っていますので、できるだけ早目にそういうものを皆さんにご提示をして、皆さんのほうからも説明をしていただけるようにやっていきたいと思っております。

ただ、手続的に今から計画書という形を整理をし直すということになると、やはり後ろのある世界になりますので、その点をご了解をいただきたいというふうに思っております。

よろしくをお願いします。

**原田委員** よく理解できました。建設を楽しみにしています。ぜひ頑張ってくださいと思います。

**久原委員** 教育長ね、本会議で私ずっと聞いてるんや。そのときいつも思うんじゃけど、教育長の答弁書を誰が書きよるのか知らんけど、教育長の言いよることは、本当に何かぶっくらぼうというか、丁寧さがないというか、温かさとかぬくもりもないわ。もうちょっとほかの部長と比較したときに、ちょっとは丁寧さちゅうのが足らんのかなというような気がするよ。そやけん気をつけたほうがいいような気がするわ。（「ありがとうございます」と言う者あり）

**麻生委員** 今回の債務負担行為、額をお示しいただいているんですが、今回の一般質問の議論の中で、災害時の拠点としての役割、機能、これが重要であると。しかも、先日の防災訓練をやった結果、さらにここに求められている機能等々も考えられているというふうに伺いました。これとても大事なことだろうと思いますので、それを考えたときに、財源の確保という部分でも非常に都市公園内の施設だとか建物、いわゆる屋内スポーツ施設としての確保だとか、いろんな方法があると思うんです。最近、国では国土強靱化計画の関係の補助金等々をかなりいろんなメニューがあるみたいなので、そういったものも全部持ち込んで、いい形で災害対応もできるような、ラグビーのワールドカップもあるけれども、それ以降もずっと重要施設として使うわけですから、そののところを考えておつくりいただきますように、これは要望として申し上げておくと同時に、我々もそういった情報収集を徹底的にやって、情報提供をしていくことをお伝えしておきたいと思えます。

以上です。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第128号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**岡田教育財務課長** 資料の4ページをお開きください。

第128号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について説明いたします。

1の改正内容でございますが、大分県立佐伯豊南高等学校及び大分県立佐伯鶴岡高等学校を廃止するものでございます。

改正理由でございますが、高校改革推進計画に基づき、この2校を統合し平成26年4月に新たな佐伯豊南高等学校を開校したことに伴いまして、佐伯豊南高等学校及び佐伯鶴岡高等学校は、平成26年度から生徒の募集を停止しております。平成25年度以前に入学した生徒が28年3月で卒業いたしますので、両校を廃止するものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日としております。

また、次のページに新旧対照表を掲げておりますので、参考としてごらん願います。

以上でございます。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**麻生委員** 行きたい学校、帰りたい家庭、そして誇れる地域ということを常に教育委員会には求めてきているわけですが、今回、佐伯豊南高等学校の新しい校歌は、芥川賞作家の小野さんの作詞だったということですが、今回廃校となる佐伯豊南高校と佐伯鶴岡高校の校舎に掲げていた校歌、あぁいったやつの処理というのはどうなっていますでしょうか。

**岡田教育財務課長** 校歌といいますと、体育館等の前にある……（「うん」と言う者あり）その辺の備品の整理とかにつきましては、今後事務室のほうと十分打ち合わせして、利活用できるものについては、机とかそういったものについてほかの学校に回したりとかしますので、その中の一環で協議をさせていただきたいと思っております。

**麻生委員** 同窓生とか卒業生にとっては、校歌のあの部分というのは物すごくやっぱり誇れるものというか、思い入れのあるやつでしょうから、大事な取り扱いをしっかりとってあげてください。

以上です。（「わかりました」と言う者あり）

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ご異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査に入ります。

請願10国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について及び請願11大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについては、関連がありますのであわせて審査を



いたします。

請願10及び請願11について、執行部の説明を求めます。

**藤本教育人事課長** 請願10国の責任で35人学級の推進を求める意見書及び請願11大分県独自で少人数学級の拡充を求める請願書の関係事項について説明いたします。

資料の6ページをお開きください。

1の国の状況(1)教職員定数改善計画の経緯にありますとおり、これまで7次にわたり学級編制の標準が改善され、昭和55年の第5次計画以降40人学級が標準となっています。

こうした中、少人数学級につきましては(2)にありますとおり、平成23年度には小学校1年生に、さらに(3)のとおり、平成24年度からは、加配定数増での対応であります。小学校2年生に35人以下学級が実施されているところでございます。

なお、国の教職員定数改善につきましては、政府予算等に対する提言や全国及び九州地方教育長協議会を通じて毎年度要望しているところでございます。

次に、2の本県の状況にありますとおり、大分県では、平成16年度から小学校1年生に、平成18年度からは小学校2年生に、さらに平成20年度からは中学校1年生に30人学級を実施しております。

下の表にありますとおり、平成27年度は小学校102学級、中学校76学級に30人学級編制を導入しているところでございます。

以上でございます。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**原田委員** 実は私、教員していたときに一番多い人数が45人で、一番少ないのが1人だったんですけど、その中で、どれぐらいがいいかというのは漠然とその中間ぐらいかなという思いを持っているわけです。多分、学校の先生たちそれぞれどれぐらいがいいかというのは人によって違うんですけど、1つ言えるのは、学年単学級よりも2学級あると、やっぱりいろんな意味で競い合いもあっていいなという思いを持っているんですよ。そういう意味でいうと、多い学級は2つに分けるような学校運営ができればいいなというふうに思っているんです。例えば、この30人学級をした場合、大分市とか別府市は結構該当するところがあると思うんですけど、なかなかそうじゃないところが、なっても変わらないよというようなことがあるんじゃないかなと思うんです。全学級を30人学級にした場合、どれぐらいの学級がふえるのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

**藤本教育人事課長** 以前、堤議員からの質問で、全部を35人学級にしたときのことでの増加の学級が、小・中学校で173、高等学校も入れますと85ということで、全部で258の増ということになります。

**麻生委員** 今、原田委員からも指摘がありました。要は大分県下の現状で、例えば各市町村によっても全く違うし、少子高齢化の中で、本当に少子化でもう過疎地域なんかは1クラス数人とか1学年数人。今、2クラスあれば競い合ってもいいという話も出ましたけど、それすらないところは結構多いですよ。それで、以前も大分・別府のごく一部はこういった問題があるけど、それ以外の県全体としての実態としてはどうなのか、これしっかり把握する必要があるというような状況になっているんですが、そういった一覧表みた

いなものって、何か示せるものってありますか。

**藤本教育人事課長** 今までは示したものはございませんけれども、小学校で6学級以下、各学年が1学級というのが、全県の6割というような状況でございます。

**麻生委員** ちょっとこの件はもうちょっとじっくり調査する必要があるかと思えます。

**衛藤委員長** 委員外議員さんはありませんか。

**堤委員外議員** きょうね、請願を出された新日本婦人の会の方が傍聴に来ておられますからしっかりと答弁をしてほしいんですけども、彼女たちが実態アンケートをとったわけね。保護者の方々の意見を聞いているんよね。その中で、不登校ぎみの娘さんが2年生、1クラス27人のときには、担任の先生がきめ細かく対応してくれたと。3年生で、1クラス42人になっても、先生は丁寧に応じてくれるけれども、とても忙しそうで手が回っていない感じがすると。少人数学級で先生の手が行き届いたクラスになってほしいという、こういうふうな要望も上がってきているわけね。

それと2つ聞きたい。1つは、今小学校1、2年生、中学校1年生の30人学級。教育的な効果が上がってきていると、委員会でも何か答弁されているけれども、もう少し、少人数学級によってどういう学習効果が上がるのかというのを1点聞きたいのと、あと九州の中でも、県独自で少人数学級、35人学級をしているところもあるわね。例えば、長崎県では、小学校2年と6年で、教室数の問題とかはあるんだけど、宮崎県では小・中学校全学年をしているわけね。そういう点では、県によってもかなり教育に対する取り組みのばらつきというはあるんだけど、そういう九州各県から見た少人数学級と大分県の今1年生、2年生、中学1年生というのは、比較検討というのはどういう状況なんだろう。つまり県とすれば、九州各県のような状況に方向性をあわせたいのか、それとも今のままでいきたいのか、そういうところを少し、その辺を教えていただきたいというふうに思います。

**後藤義務教育課長** この件については、先般、決算特別委員会でも一旦ご説明をさせていただきましたけれども、小学校1、2年生、それから中学校1年生が、本県独自の30人学級にすることによって、本県全ての市町村の1、2年生、それから中学校1年生が、30人以下の学級——少ないところはもう下は限りはありませんけれども、30人学級になっております。私ども小学校1年生入学時に、いわゆる小1プロブレムを発生した学校がどれくらいなのかということをやっと調査をしております。調査開始年次32%でございました。それが、昨年は16%。今年度調査をしました結果、ちょっと少数点以下はわかりませんが、14%までに低減して、かなり小1プロブレムの発生件数というのはこの間低減してまいっております。これが1点でございます。

それから、中学校1年生の折に30人学級をすることによって、少人数の指導が行き届きまして、実は本県、ずっと低学力の子供たちの発生数が多いございました。平成21年度で3教科あわせて、大体1番最低の1段階の子供たちが11%の発生だったのが、昨年度6%まで発生を低減しておりますので、低学力層の子供たちに対する学習効果も多いに期待できるということで、30人学級については、小学校はそういう生活習慣の確立、中学校は学力の保障について効果があるというふうに承知しております。

以上です。

**藤本教育人事課長** 九州各県の少人数学級の状況でございますが、本県では小学校の1年、

2年と中学校1年に30人学級というのを導入しております。ほかの県におきましては、35人以下学級で実施しているという県がほとんどでございます。学年等はばらつきがございますけれども、大分県についてはかなり対応としては上位のほうにあるというふうを考えております。

**堤委員外議員** 上位にある。

**藤本教育人事課長** 少人数学級に対する取り組みが進んでいるということでございます。

**堤委員外議員** 以上であればぜひそれは進めてほしいし、さっき言った学力の問題だとか、学習環境の問題でかなり改善が見られるわけだから、本当にこれは本気になって、県としても取り組んでいただきたい課題だなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

**衛藤委員長** 先ほど、まだまだ勉強が必要だという意見がありました。継続審査が必要だという意見と受け止めたので、まず継続審査についてお諮りします。

請願10については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ご異議がないので、請願10については継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願11については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ご異議がないので、請願11については継続審査とすることに決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①から③までの報告をお願いします。

**藤本教育人事課長** 資料の7ページをお開きください。

検定中の教科書に係る職員の不適切な対応があり、報道等がされた事案についてご報告します。

不適切な行為を行った職員は、大分市立中学校の50歳代の校長です。

2の概要ですが、昨年8月23日に教科書発行者である三省堂が主催する編集会議に出席し、その際の交通費、昼食費、宿泊費については三省堂が準備し、さらに編集手当として5万円を受領するとともに懇親会に30分程度参加しました。

3の経過にもあるとおり、当該職員は今年6月に大分市中学校教科書採択事務調査研究会英語種目部長に委嘱され、教科書採択に係る報告書の作成に携わっております。9月に事案が発覚し、大分市教委からの報告を受けて、現在事情聴取等行っているところでございます。

4の教科書採択についてですが、大分市教育委員会からは、教科書採択については適正に採択されたと報告を受けております。

5の文部科学省の対応ですが、10月30日に三省堂及び教科書協会に対し文書指導を行い、12月7日に三省堂から報告書を徴しております。

今後は、文部科学省の対応の状況や判明した事実関係を精査し、大分市教委と連携して適切に判断してまいります。

続きまして、資料の 8 ページをお開きください。

去る 10 月 22 日に求償権に係る住民訴訟について、第 2 審福岡高裁の判決がございましたので報告します。

判決についてですが、まず、1 (1) の判決の結果 (主文) についてでございます。

①にありますとおり、被控訴人、県知事の控訴に基づき、原判決中被控訴人の敗訴部分を取り消すというものです。なお、取り消される県知事の敗訴部分というのは、2 (3) の大分地裁 (第一審) 判決 (主文概要) のうち、②にあります元教育審議監ほか 3 名に対する支払い請求を命じた部分です。

そのほか 1 (1) の②、③にありますとおり、福岡高裁判決は原告側の訴えを全て退けるものであります。

次に、(2) の本案の争点に対する裁判所の判断につきまして、その要旨を申し上げます。

①県教委の責任については、外部からの働きかけ等に対して確固とした方針を示してこなかった県教委には一定の責任があるとの判断がなされています。

その上で、②の返納された退職手当に相当する額を求償対象から控除することについては、退職手当の返納や不支給の事実を合理性の認められる限度で考慮すること自体は許容されるとの基本的な考え方を示した上で、本件について、退職手当の返納や不支給に係る金額を考慮するのは、求償権行使に対する過失相殺又は信義則上の制限として合理性を有すると判断しております。

そして、③の結論としまして、大分県が返納された退職手当相当額を求償しないことは違法ではない。さらに、求償すべき額は全額回収されたということができるので、大分県には求償権の行使について怠る事実はないと結論づけております。

なお、原告側から去る 10 月 30 日付で上告提起があった旨、福岡高等裁判所から通知があったところでございます。

以上でございます。

**落合教育次長** 資料の 10 ページをお開きください。

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果が公表されましたので、大分県の動向をご報告いたします。

今回は 8 月に文部科学省がいじめの状況等について見直しを行ったものの調査結果でございます。

この調査対象期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までです。

まず、状況についてご説明いたします。

いじめの認知件数は小中高特別支援学校を合わせて 3, 223 件で、昨年度より 273 件減少しました。児童生徒 1 千人当たりの認知件数は 25.3 件で、昨年度と同水準です。

いじめの態様としては、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われるが最も多く 67.4% で、以下、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするが 23.9%、仲間はずれ、集団による無視をされるが 23.7% などとなっています。

認知したいじめのうち解消しているものは 2, 675 件で、解消率は 83.0% となり、昨年度とほぼ同水準です。

資料の11ページをお開きください。

中段の各学校の取り組み状況ですが、県内の全ての学校でいじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止等のための組織の設置がなされております。

今後の対応としましては、スクールカウンセラーやいじめ解決支援チーム、スクールサポーター等と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解決に向けた取り組みを推進するとともに、組織的な生徒指導体制づくりにより、児童生徒1人1人を大切にした教育活動、生徒指導を進めてまいります。

以上でございます。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**原田委員** 中学校の教科書検定にかかわる不適切な対応についてなんですけど、ここに編集手当として5万円受領されていますけど、具体的に、何か編集会議でつくったものってあるんですか。さらに、その5万円については、今まだ受け取ったままなのかどうかというのをお聞かせください。

**藤本教育人事課長** 三省堂が開催した編集会議では、この教科書についての意見をもらうということで開催されたものというふうに聞いております。そして、この受け取った5万円につきましては、既に返納をしているところでございます。

**原田委員** 会社に返納という意味ですか。（「はい」と言う者あり）

**麻生委員** 今の件ですが、この50代の大分市立の中学校長、大分県では1人ターゲットにされているんでしょう。どうしてこの方がターゲットにされているかというのは、県教委としてどういうふうに受け取られていますか。

**藤本教育人事課長** 今回9月に事案が発覚したということで、全国的に11県の担当の者が編集会議に呼ばれて三省堂から編集手当等を受け取ったということでの事案がございまして、それについて調査等をしているところでございます。先日の12月7日の三省堂からの報告では、過去にも同様な形で編集会議を実施したということではありますが、大分県については、そこは該当がなかったということでの報告でございまして。

文部科学省の今後の対応を見る中で、大分県としても対応をしたいというふうに考えております。

**麻生委員** ターゲットとなり得る人、ここが何でそうなっているかとか、何で大分県が、選ばれていない県もあるわけでしょうから、そこはよく県教委としても注視をし、文科省から情報収集をする必要があろうかと思っておりますので、そこはぜひ文科省とよく連携をとっておいてほしいと思っております。

以上です。

**土居副委員長** その件ですけれども、8月に教科書採択が決定したということですが、大分市の英語の教科書は三省堂なんですか。

**藤本教育人事課長** 大分市の英語の教科書は三省堂でございまして。今回の採択の以前から、三省堂を採択していたということでございます。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

**岩武高校教育課長** 資料の12ページをお開きください。

香川県との実習船の共同運航に向けた準備状況についてご説明いたします。

今年3月に実習船教育の方向性について報告いたしました。その後、香川県と協議した内容等について報告いたします。

まず、1の概要についてです。

津久見高等学校海洋科学学校の大型実習船「新大分丸」の代船建造については、香川県と共同で建造・運航する方針を今年2月に発表し、その後両県の教育委員会及び当該学校の関係者で準備を進めているところです。

次の2の準備委員会についてですが、全体調整会と3つの部会で組織し、共同運航における基本方針等を協議しています。

3の共同運航に向けたスケジュールについては、来年度から新実習船の設計に入り、平成29年度から30年度の2カ年で建造、平成31年度から共同運航の開始を考えています。

最後に、4の新実習船の建造および運航に係る基本コンセプトについてです。新実習船は、高い教育効果・十分な安全性が確保できるものと考えており、遠洋航海実習は、年2回、ハワイ沖マグロはえ縄実習を行う予定にしています。これは、現在、両県の学校が行っている内容と同様であり、海技士免許の取得を目指します。遠洋航海実習における生徒の乗船パターンは、次のとおり各県の本科生と両県の専攻科生での乗船を考えています。

以上でございます。

**蓑田体育保健課長** 資料の13ページをお開きください。

県立屋内スポーツ施設の基本設計者の選定を公募型プロポーザル方式で行い、最優秀者等が決定しましたので報告いたします。

最優秀者は、株式会社石本建築事務所の能勢修治さん、次点者は、株式会社梓設計九州支社の永廣正邦さんです。

第1次審査では、提案のありました10者について、独創性や経済性などの審査基準により書類審査を行い5者を選定いたしました。

第2次審査では、公開プレゼンテーションとヒアリングを行い、第1次審査の内容を含め総合的に審査し、最優秀者と次点者を選定いたしました。

いずれもすぐれた提案ばかりでしたが、施設の機能性、工期とコストの妥当性、デザインイメージの実現性等について議論を尽くし、能勢さんを最優秀者に決定いたしました。

資料A3カラー版をごらんください。

能勢さんの提案は建築地周辺の環境・景観に配慮し、大分銀行ドームを周辺の緑地になじませていくグラデーションとしての役割を持たせた外観となっています。

また、アリーナ部分を含めた建物全体が武道場としての品格を備えるとともに、交流の土間を利用したユニークなスポーツ振興の提案がなされるなど、スポーツ施設としてのコンセプトが明確なのも特徴でございます。

さらに、自然採光や通風による自然エネルギー利用に関する合理的な提案もあり、委員の合議で最優秀に決定しました。

なお、今回のプロポーザルは、あくまで設計者を決定する方法です。施設の具体的な設計作業に当たっては、設計者のすぐれた提案を生かしつつ、関係団体の要望も考慮した県

としての方針を踏まえ、設計者と協議を重ね、必要に応じて変更も加えながらよりよい施設となるよう進めていきたいと思っております。

以上でございます。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**麻生委員** これはこれでいいんですが、これから基本設計並びに実施設計に入っていくことだと思います。その際に、実は先日トリニータの最終戦、あのときに、自動車で行っていらっしゃるサポーターの方がめちゃくちゃ多くて、大渋滞してしまっていて、結果、行き着かなかった、あるいはそのまま帰っておられた方がたくさんいたんですよ。このエリア全体で考えますと、屋内スポーツ施設もできる、武道館もできる、サッカー場とかラグビー場のイベントが重なるということもあるでしょうし、周辺の商業施設もあります。今回の施設の具体的な部分で、例えば私も剣道をしていましたけど、防具を持って車で行かれる方は、重い防具を駐車場からのどういう動線で行くかとか、小中学生なんかもバスとかで仮に行く場合に、入り口の動線とかこういう部分というのはめちゃくちゃ重要になってくるかと思うんですね。渋滞対策、アクセスも問題ですけども、そこは土木建築部とか関係部局ともよく連携を図って、現状が現状としてある中で、もう期間は迫っていますので、できることというのはしれているかもしれませんが、その分を設計とかその部分で動線の流れで何か工夫するとかということも必要になろうかと思っておりますので、そういった意識を持って取り組んでいただければと思います。

以上、意見です。

**土居副委員長** 実習船についてです。先日、私たちの委員会、新大分丸に乗らせてもらったんです。まず、実習船の職員の皆さん方が、定年間近の方が多いということで、県教育委員会はこれをどのように考えているのか、どうしていこうとしているのか、お伺いしますとともに、やはり津久見高等学校海洋科学学校というところで、寮の問題もあったので、寮についてもどのように考えているのか。ちょっと話はずれますけれども、あわせて答えていただければありがたいです。

**藤本教育人事課長** それでは最初に、船員の、乗組員の高齢化ということについての質問にお答えいたします。

現在の船員につきましては、50代の職員等もおるといのが実態でございます。60歳の定年ということで、定年退職をすれば、新たな職員の採用ということで、これまでも採用試験等を行ってきております。今回、今年度、昨年度から一等機関士、二等機関士の採用試験をかなりの回数行ってきて、ようやく正規の職員としての確保ができたところで、この1月からの南洋航海等にも対応できるというふうに考えております。これからも、平成31年からの共同運航、その前のやはり単独の運航、それに支障がないような形で人材の確保というのは続けてまいりたいというふうに考えております。

**岡田教育財務課長** 今、海洋科学学校につきましては寮を設置しております。昭和54年に建築したものでございまして、鉄筋コンクリート3階建てということで36年程度という状況でございます。（「今後どのようにするのか」というのは」と言う者あり）今後、老朽化等々の状況につきましてはしっかり把握をして、引き続き維持をしていくことにしております。

以上でございます。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**土居副委員長** 今議会の一般質問でも、フッ化物洗口のこと、いろいろ議題に上がっていました。津久見のフッ化物洗口の薬の保管の仕方がまずくて何か事件になっているらしいんですけど、その様子とか、その後の報告とか、一切なされていないということをおっしゃっていましたので、その内容について報告がありましたらお聞かせください。

**菱田体育保健課長** まず経過でございますが、9月25日分のフッ化物の洗口液を19日に作成し、シルバーウイークにかかりました。それで、作成して6日間がたっていたということでございます。常温のところに保管をしていた。そして、浄水器を使用していたので、普通の水道水の塩素がなかったということで、今回調べた結果、カビであったというお話でありました。

今後については、今、津久見市のほうで検討しているということございまして、また報告があらうと思えますけど、今検討を重ねているということでございます。

**麻生委員** 一般質問の表現として、事件だとか何かそういうような表現だったので、皆さん誤解される可能性があるんですが、実際にはシルバーウイークの前に準備をやっていて、何か異変に気づいたので、使うのも使っていないしということによろしいんでしょう。使ったの。

**菱田体育保健課長** 何人かは使っております。気づいた段階でもちろんやめているんですが、その後、関係機関に委託して調べてもらったところそういうことで、健康被害等は一切報告は受けておりません。

**麻生委員** その辺をしっかりと説明をするということが不安払拭になるでしょうし、フッ化物の洗口については、議会でも条例をつくるときに全会一致でつくって、子供たちの歯の健康という部分をしっかりといい方向に持っていくためにやったわけですから、外野で知らない専門家以外がわあわあ言うよりも、ちゃんと学校歯科医師さんとか、学校薬剤師さんがいらっしゃるわけですから、そんな専門家と実際に運用される先生が協力をして、しっかりといい方向でやってもらうのが重要でありますので、誤解を招かないような形でちゃんと丁寧な説明をしながら、いい方向で取り組んでいただければと思います。よろしくをお願いします。

**衛藤委員長** 委員外議員さん、何か意見はありませんか。

**木田委員外議員** 屋内スポーツ施設、これから基本設計、実施設計を進めていきたいということですが、今回トップが東京の方、中央のメジャーな方だと思うんですが、せっかく大分のシンボリックのアリーナができますので、地元の設計事務所なり事業者なりが、このアリーナ建設に携わったということができるような流れに、土木建築部が発注されるんでしょうけれども、そういう仕様にしていただけると、やっぱり地元のそういう事業をされる方の誇りになるんじゃないかと思うので、東京のほうで全部やっちゃうんじゃなくて、やっぱり地元の実務者もやって、僕がつくったという人が地元にいるというような形にぜひしていただけるとありがたいなというふうに思いますが。



**工藤教育長** 今、基本設計、そして実施設計がどういう形になるかというのはまだはっきり決まっておられませんけれども、建設に際して我々、基本的な考え方でこの資料の右下に入れておりますけれども、県産材をできるだけ使ってほしいということをこのコンセプトの中に入れております。はり桁が、要するに天井部分のはり、大きいほうも小さいほうも、この県産材を使ってもらうという形にしておりますので、この事業に直接、建設そのものに入るかどうかというのはまだわかりませんが、少なくとも県内のこういった県産材がしっかりシンボリックな形で入ってくるという形にはできると思っています。発注の仕方も含めて、どう整理になるかというのは今ははっきりわからないので何とも申せませんが、できるだけ大分県がそういう形で残れるように、大分県の足跡が残るような取り組みはしていきたいというふうに思っています。

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにないようですので、これをもちまして教育委員会関係を終わります。執行部はご苦労さまでした。

〔教育委員会退室、警察本部入室〕

**衛藤委員長** これより警察本部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として、堤議員、木田議員が出席されています。

初めに、政策条例の効果の検証についてですが、麻生副議長が会長を務めるおおいた元気創造検討会議において、今後、新たな政策条例の制定に向けた検討を行うに当たり、既に議員提案により制定された政策条例について、検証を行うため、執行部に報告を求めたものです。

お手元に、おおいた元気創造検討会議会長から、常任委員長あての依頼文書をお配りしております。

委員会としての意見を付して報告することとなっておりますので、委員のみなさんよろしくをお願いします。

それでは、執行部の報告を求めます。

**中島交通部長** お手元の文教警察委員会説明資料の1ページ、政策条例の効果の検証についてをごらんください。

この資料は、議員提案により平成19年7月31日に全国で初めて制定されました、大分県飲酒運転根絶に関する条例の効果の検証等についてまとめたものです。

1条例に基づき実施している事業の概要をごらんください。

県警察では、大分県飲酒運転根絶に関する条例に基づき、飲酒運転根絶に向けた取り組みを推進しております。

資料に沿って、取り組みの概要をご説明いたします。

まず、(1)の飲んだらのれん運動についてです。

県警察では、飲酒運転根絶運動のキャッチフレーズとして「飲んだらのれん」を掲げ、これを施したのれん、卓上旗、ポスター等を飲食店に配布して飲酒運転の防止を呼びかけたり、独自に作成いたしました飲酒運転撲滅キャンペーンソングを商店街の街頭放送やラ

ジオを通じて放送するなど、県民の規範意識を高めるための飲んだらのれん運動を県民運動として県民と一体となって展開しております。

卓上に飲んだらのれんの旗を置いていますので、ぜひご活用願いたいと思います。

続きまして、(2)のハンドルキーパー運動は、グループで飲食店等へ行く場合、あらかじめ飲酒しないハンドルキーパーを決めることにより飲酒運転を防止する運動です。

県警察では、県交通安全推進協議会等と連携の上、飲食店にポスターやチラシを配布するなどしてハンドルキーパー運動の普及・促進を図っています。

(3)の関係機関・団体と連携した立ち直り支援は、交通取り締まりによる飲酒運転の検挙等で把握したアルコール依存症やその疑いのある者に警察署交通課員が面談いたしまして、必要に応じて保健所等の専門機関やアルコール依存症患者の立ち直り支援団体である断酒連合会等を紹介するもので、これまでに、警察署での取り調べなどの機会に、広報用チラシの配布による相談窓口の教示等の取り組みを行っています。

(4)の事業所に対する広報啓発活動は、警察本部や警察署の各種交通安全講習会を通じて、飲酒運転による交通事故の実態、飲酒運転の危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さ・代償の大きさを繰り返し訴えかけるなどして、受講者の規範意識の高揚を図る取り組みです。

具体的には、交通課員による講話、DVDの視聴のほか、飲酒状態体験ゴーグルを使用した飲酒状態の疑似体験等を実施しております。

飲酒状態体験ゴーグルは、こういうものです。

[委員、飲酒状態体験ゴーグルを体験]

**中島交通部長** 飲酒運転をしたときの状態がこのような感じでございます。（「これは販売しているんですか」と言う者あり）これは販売しております。こういうものを使って、疑似体験をしてもらうということでございます。

(5)の飲酒運転の再発防止を目的とした安全教育は、常習飲酒運転者等に対し、運転免許の停止処分者講習の中の飲酒学級を通じて、飲酒運転の危険性やアルコールが身体に及ぼす影響を理解させる取り組みでございます。平成27年度は22人となっております。

また、飲酒運転により免許の取消処分を受けた者に対しては飲酒取消講習により、受講者の飲酒行動の改善や規範意識高揚のための指導・教育を行っております。今年は137名が受講しております。

(6)の飲酒運転の取り締まりについてですが、条例が制定されました平成19年以降、飲酒運転に対する罰則の強化、車両提供・酒類提供に関する罰則の新設、運転免許の欠格期間の延長等の道路交通法の改正や、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行による危険運転致死傷罪の罰則強化や過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪が新設されたことから、これらの法律の規定に基づいた飲酒運転の取り締まりや事件捜査を強力に推進して、悪質・危険な飲酒運転者の排除に努めているところでございます。

次に、2成果・目標・成果指標に対する達成状況をごらんください。

条例制定後の成果としまして、飲酒運転による交通事故発生件数等の推移についてご説明いたします。

飲酒運転による交通事故件数は、条例が制定されました平成19年には大幅に減少し、

その後、年間40件から60件程度で推移してきましたが、平成25年以降は年々減少し、本年10月末現在では22件と条例施行前年の平成18年の約5分の1となっており、大きな成果を上げているものと考えております。

しかしながら、本年も2名もの尊い命が飲酒運転の犠牲となっていることから、さらなる取り組みが必要と考えております。なお、この死者2名のうち1名は、お酒を飲んで自転車で自過失で転倒して亡くなっております。もう1名は、朝、お酒が若干残った状態で通勤途中に、道路を横断していた自転車をはねたという事案であります。

九州各県と比較をいたしますと、大分県の事故は断トツに少ない状況にあります。ですから、非常にこの条例の成果はあらわれているのではないかと考えております。

次に、3課題をごらんください。

条例の制定後は、飲酒運転根絶気運の高まりによりまして、飲酒運転をしない・させないという意識が多くの方々に浸透しているものと認識しています。しかしながら、今後、飲酒運転を根絶するためには、いまだ飲酒運転根絶気運の醸成に至っていない者も含めた全ての県民の規範意識をいかに高めていくかが課題と考えています。

また、いまだに飲酒運転を敢行している違反者には、警察の取り締まりを巧妙に逃れ、常習的に飲酒運転を繰り返していることがうかがわれ、極めて悪質な運転者が存在しているものと推測されます。

それらの違反者は徹底検挙をしなければならず、飲酒事故の実態や各種警察活動における情報を検証し、犯行を予測して検挙に結びつける取り締まりを行い、交通の場から排除することも飲酒運転根絶に向けた重要な課題と考えてます。

最後に、4今後の方向性についてご説明いたします。

これまで推進してきた取り組みにより、飲酒運転は減少傾向にあるものの、いまだ根絶には至っていません。

とうとい県民の命を守るため、県警察では、今後も引き続き飲酒事故の発生や違反の検挙状況等の情報を分析した上で、悪質・危険な飲酒運転者に対する徹底した取り締まりを実施するとともに、県や保健所などの専門相談機関、立ち直り支援団体等の関係機関・団体と緊密に連携した広報啓発や立ち直り支援活動を推進して、飲酒運転の根絶を図ってまいります。

なお、お手元の資料には、条例の概要と本文、飲酒運転根絶のチラシ、卓上旗を添付しておりますので、お時間がありましたら、ごらんになっていただきたいと思います。

以上でございます。

**衛藤委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**麻生委員** 要は、かなり成果は出ているというものの、まだ下げどまり状況で根絶までは至っていないということですね。（「はい」と言う者あり）こののれんももうかなり浸透をして、ちょっとマンネリ化しつつあるのかなという気もしています。例えば、おんせん県おおいとも、第1弾から第2弾、シンフロとか、ああいったもので相当インパクトのあるようなもので注目を浴びているので、何か、予算もないし大変だと思いますが、飲んだらのれんに、第2弾とか第3弾みたいな工夫も要るのではないかなと。シンフロに負けなぐらいの何かを皆さんの知恵を出していただければなというのが1点要望です。

それから、ハンドルキーパー運動、飲食店に、例えば、飲んだらのれんとかチラシとかポスターを置いていても、もうあんまり関係ないと思うんですね。むしろ、具体的に名札みたいなやつとか、首にかけるとか、きょうはハンドルキーパーですから飲めないとか、気づかずにぱっとなら、ほんのちょっと口つけるような人もいるかもしれない、そういったのを完全阻止して根絶するというような、次のステップの動きが要るんじゃないかなと。そういった部分に投資することが必要ではないかなとこのように思いますので、そういった工夫はぜひお願いを申し上げておきたいと思います。

その辺の見解と、あと、歌があると。歌手は誰か、教えてください。

**中島交通部長** まず、ハンドルキーパーの関係ですけれども、こういうものですね。

[ハンドルキーパー運動グッズを掲げる]

実は、交通安全協会が、平成18年に福岡の海ノ中道であった後に、このハンドルキーパーにかなり力を入れて、県警と連携をしながら、これをお店に配ったりということをしております。今後も、引き続きこのハンドルキーパー運動というのは、交通安全協会、それから交通安全推進協議会とも連携をして、取り組んでいきたいと思っています。

それから、実はこの歌の歌手は誰かということなんですけれども、これは平成19年に県警でオーディションをしました。そして、かなりの方に集まっていたかまして、そのときにキッズバージョンの子供さんと、それから演歌歌手の方に歌ってもらいましたけれども、名前は、ちょっと……。子供たちが3人ぐらいのキッズバージョンでしたけれども……。 (「あれは署員じゃなかったの」と言う者あり) 違う。 (「署員と違う」と言う者あり) 演歌バージョンが安部望さんという女性の方です、鶴崎の方でしたけれども。それからもう1つ、子供たちは、足立さんとか、佐々木さん、河野さんという小学生の3名の方です。 (「僕がもらったテープは男だったけどね」と言う者あり) 最初のほうは、オーディションをする前に、署員の方に (「署員の方やろ」と言う者あり) そうです。警察官で歌のうまい人がいましたので (「うまかった、うまかった」と言う者あり) その方が最初歌っていました。その後オーディションをして、正式に (「あ、そうですか」と言う者あり) テープをとったということです。今出ているのはほとんどキッズバージョンです。

**麻生委員** まさしく、せっかくいい歌もつくって、それを盛り上げると。委員長もおるしカラオケ大会か何か、大々的なものをばんっとやるとか、そして優勝者をPRして、そういった歌を伝えていって、次期に盛り上げるということも大事でしょうし、先ほどバッジのキットもいいし、逆にああいった、さっき盛り上がったゴーグルみたいなあれ、ああいったのを飲食店に置いておくだけでも、あれをしたら余計飲んだほうがまともに歩けるとかいうことになるかとか、盛り上がるかもしれんけど、そういったことも工夫、やっぱりおもしろくなければ伝わらんやろうし、結果、根絶すりゃいいわけですから、何かその辺、さらに頑張ってもらいたいと要望をしておきたいと思います。

**土居副委員長** ぜひとも、杵築市の交通安全大会では杵築ひろしさんを登場させて (笑声) 歌っていただけるように強く要望をしておきますので、よろしくお願ひします。

**衛藤委員長** 実は、カラオケ大会の前に署長を呼んで、交通安全祈願をするんですけど、カラオケ大会の前に。あのときに歌ってくれんかと言うけど、「いいえ」ちゅうんじゃないけど、今度歌ってもらうように言うちよってくれませんか。 (「わかりました」と言う者あり) いやいや、市長なんか歌うんじゃないけん。済みませんが、その例の交通安全の歌でも

演歌でもいいですし。よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。

**二ノ宮委員** 11月25日の駅前のPRに参加しました。初めてだったんですけど、もう少し議員さんがいっぱい来るかなと思ったけど、ほとんど来ていなかったということで。

平成19年、私は市の職員だったんですが、この条例を県議会がつくったということが物すごくニュースになって、私たちも、すごいなと思っていたんですが、身内のことになるんですけど、せつかく条例をつくって、うちのほうが少し薄れちよるちゅうかな、議会として。だから、もう1度県議会の中で、身内の中で話をして、もう1回見直しをしたらどうかと思っています。

**麻生委員** あれは、毎月20日の夕方ということで決定していたんだけど、あれ全く違う日程で、我々ももう出張予定が会派で入っていた。だから、何で20日じゃなかったんですか。（「25日やった」と言う者あり）ちょっとその辺の経過ちゅうか、毎月20日で、20日の「飲んだらのれん」やから、午前中じゃなしに夕方行動するというのが議会としての慣例だったはずなんですけど、あれ日程が変更になったというのは、何か経過があるんですか。

**横山交通企画課長** この日は、飲酒根絶キャンペーンということで県の交通安全推進協議会と日程を調整して、飲酒運転の撲滅大会とか根絶大会とか、それに合わせて日程を決めておりますので、ちょっと連絡不足だった点があるのかもしれませんが、飲酒運転根絶部会で、その都度日にちを、その最後の部分だけを決めているようにありますので、また連絡の点も含めまして……

**麻生委員** 我々の意識の中には20日というのがあるということも伝えておきたいと思ひます。（「はい、わかりました」と言う者あり）

**衛藤委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**衛藤委員長** ほかにご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**麻生委員** この前の逮捕術大会等々、お疲れでございました。ああいった関係とか、剣道とか柔道とか、全国大会の結果等々について報告していただければと思ひますが。

**曾根警務部長** 全国の逮捕術大会につきましては、県警の規模に応じて1部から3部まであるんですけども、大分県警は逮捕術大会3部の準優勝ということですよ。剣道・柔道につきましては、やっぱり3部なんですけど第3位ということで、すばらしい成績をおさめております。ご報告がおくれまして申しわけございませんでした。

**麻生委員** 引き続き頑張ってください。すばらしい成績でございました。

**衛藤委員長** 委員外議員さん、何か意見はありますか。

**木田委員外議員** 特殊詐欺の関係なんですけど、私のところにマイナンバーがこの間、土曜日ぐらいに着いたんですけども、マイナンバー絡みの特殊詐欺がまた他県であったと思ひますが、これから確定申告とかに絡んでそういう手口も出てくるんじゃないかと心配しています。私も、市役所時代はマイナンバーの実務担当をしていたものですから、大分でそういう被害が発生しないことを願っておりますので、ぜひこういう対策をまた加えて強化していただきたいと思ひます。

**汐見生活安全部長** アポ電の段階のところは2件ほど、県内でマイナンバーの関係で特殊詐欺がありました。ただ、幸いなことに被害は出ていません。いろんな形でそういう発生の地域的な部分の偏りがあるとか、対象のところがあれば、コールセンターのほうからまたそれは注意喚起をすると。それと、市町村とタイアップした形で、マイナンバーを含めたいろんな新しい手口も広報啓発して、被害を食い止めるというふうに考えています。

**衛藤委員長** 1つだけ私も質問があるんですが、交通安全の関係で。このごろ、新聞紙上なんかでも、結構テレビなんかでも出ますんですが、大分県内はどうかと思うのがあるんです。高速道路の逆走が全国的に多いようですが、認知症か何かわからんけど、今県内の実態はどげなことかなと知りたいんですけど。

**中島交通部長** 平成22年から平成26年の5年間見てみますと、逆走の通報というのは43件ありました。これは年平均8.6件ということです。そのうち19件について確保いたしまして事情を聞いております。そのうち高齢者が12名、これ63%。それから、認知症の疑いが若干あるとか、この方が8名おるのがわかりました。交通事故は最近発生しておりまして、人身が2件、物損が1件というふうになっております。

ことは、11月末現在ちょっと多いんですけども、23件の通報がありました。車両確認ができたものが6件で、そのうち半数の3名が高齢者。認知症の疑いのある方は1名、事故は物損事故1件というふうになっています。今回、佐伯以南に料金所がないということで、あそこが開通した当時は続けてありました。特に堅田のインターで続けて逆走事案がありました。その関係で佐伯市と連携をすぐにしまして、間違っただけに入らないように、かなりの数の広報板を設置いたしまして、それからほとんどないという状況です。

以上です。

**衛藤委員長** 私が心配するのは、逆走というたら、来るところに入って行くわけだからな。（「そうですね」と言う者あり）それがよう入れる、入れんようにできんかなと思ってですな。

**中島交通部長** 逆走防止の装置をつけるとかバーを設置する、今それしかなかなかできないような状況です。ですから、大分インターに行くときはわかるんですけども、大分インターはそのまま真っすぐ行けば高速道路に入るんですね。ところが、あれを鋭角に切って右に入っていくと今度は出るほうに入っていくという形になりますから、ちょっと普通じゃ余り考えられないというような状態の中でやっている。

ところが、佐伯の場合は料金所がないものですから、間違っただけに入っていく可能性もあるわけですね。そういうところについても、かなり中に入れないような形を工夫しております、ハード、ソフトでやっています。

**衛藤委員長** その料金所から出てくるところに入っていくということはできないでしょう。

**中島交通部長** 料金所に入って……

**衛藤委員長** 料金所から出てくるわな、普通。出てくるのを逆に、料金所を今度は逆に入っていくちゅうことはできるんですか。

**中島交通部長** いや、それはないですけども、問題は、料金所に入って、それから高速道路に出るほう（「ああ、出てから」と言う者あり）そうです。中に入ってから間違ってしまう。それとかサービスエリアで反対に行ってしまうとかですね。

**衛藤委員長** なかなか対策は難しいでしょうけどね。（「そうですね」という者あり）

衛藤委員長 わかりました。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして警察本部関係を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

〔警察本部、委員外議員退室〕

衛藤委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、ほかに何かありませんか。

麻生委員 さっきの継続案件の調査を……。〔「せんとな」と言う者あり〕

衛藤委員長 また調査会をしましょう、1回な、年明けてから。

ほかにないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

大変お疲れさまでした。